

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

徳島県

2 地域再生計画の名称

男女共同参画の推進によるにぎわいづくり計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度から3年間

4 地域再生計画の意義及び目標

我が国においては、男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で緊要な課題であり、我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を積極的に推進しているところである。

特に、本県においては、少子高齢化の進展の影響は著しく、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」及び「都道府県の将来推計人口（平成14年3月推計）」によると、本県の2030年の推計人口は68万7千人と、2000年の人口82万4千人と比較して83.4%の推計人口となっており、全国平均の92.6%と比べても減少率が大きく上回っている。

これらのことから、本県においても、男女共同参画社会の実現は、喫緊の課題となっており、平成14年4月から徳島県男女共同参画推進条例を施行するなど、今まで以上に様々な施策を推進する必要がある。

また、本県では、会社・団体等役員に占める女性の割合（国勢調査：2000年）や勤労世帯における世帯収入に占める妻の収入の割合（全国消費実態調査：1999年）が全国1位であるなど、経済分野における女性の進出が進んでいる。一方、生活時間のうち男性の家事関連時間は全国4位（社会生活基本調査：2001年）であり、男性の家庭参画は進んだ状況にある。

このような特性を有する県民は、まさに本県固有の資源である。この特性を生かし、地域経済の活性化を図るためには、「男は仕事、女は家庭」というこれまでの性別分業のあり方を見直し、女性の社会進出を一層促すための仕事と家庭の両立支援策や女性のあらゆる分野へのチャレンジ支援策、さらには男性の家庭参画等を一層促すための施策など、男女共同参画をより積極的に推進することが必要である。このため、本県における男女共同参画の取組を、今後一層拡大し、強化するためには、施策を総合的・計画的に実施するための核となる本格的な拠点施設の整備は不可欠であり、整備に当たっては、徳島県立産業観光交流センターの一部を改修し、早期整備を図る。

本格的な拠点施設において、県民や活動団体の男女共同参画の活動を支援するための講演会や研修会、交流イベントなどを実施することや「交流サロン」を設けることによ

り、様々な人々が触れあうことができる機会や「場」を積極的に提供する。

併せて、女性の社会進出を一層促すための仕事と家庭の両立支援策等、本県における男女共同参画に関する情報や団体等の活動状況などを、インターネット等IT技術を活用して、市町村の公共施設をはじめ県内全域に情報発信するなど、拠点施設の情報の受信・発信機能を強化することにより、多くの人々が活発に交流し、行政と県民や団体のみならず、県民相互・活動団体相互のパートナーシップや広域的な様々なネットワークを築くことが促進される。

このようなことにより、拠点施設を核として、地域社会に新しい活力が育まれることとなり、さらには本県地域経済社会の活性化を図るものである。

また、徳島県立産業観光交流センターは、イベントホールや会議室などコンベンション機能を既に有しており、交流機能などを持つ男女共同参画推進拠点施設との間に相乗効果が発揮できることから、大型のイベントやコンベンションの誘致による交流人口が今以上に増加することが期待できる。このことにより、地域社会に様々な多くの人々が行き交うこととなり、交流人口の拡大に伴う地域社会の活性化と地域雇用の創出が可能となる。

男女共同参画推進拠点の整備に併せて、今まで以上に、政策・方針決定過程への女性の参画促進、普及啓発事業、相談事業、子育て環境づくり、交流事業等、男女共同参画関連施策の充実強化を図るとともに、これらの施策を有機的に連携して実施することにより、女性の社会進出の拡大、コミュニティビジネスの創出、情報の受発信拠点としての機能強化、交流人口の拡大に寄与する。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

新たな男女共同参画推進拠点施設を核として、男女が共に職業生活と家庭生活・地域生活を両立することができる環境整備や女性のあらゆる分野へのチャレンジ支援策等、男女共同参画を積極的に推進することによって、男女が、自らの選択によって、個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、様々な個性と創造性あふれる自由な発想力を持つ男女が、職場や地域社会など、あらゆる分野に等しく参画することになる。

このことは、企業にとっては、新たな発想や価値を取り入れることになり、多様化する市場に迅速かつ柔軟に対応し、競争力を発揮する上で重要なことである。本県の有効求人倍率は、平成16年2月、0.75倍であり、低水準であることは否めないものの、平成14年5月(0.49倍)以降は改善傾向にあり、今後、競争力を持つ企業が増えることにより、将来一層、改善が進むものと思われる。また、パートタイムについても、平成16年2月では、有効求職者数546人(うち女性が約9割)に対し有効求人数は4209人と大きく上回っており、仕事と家庭生活等の両立支援策を進めることにより、さらに女性の求職者がいっそう増大するとともに、企業の求人数も増大するものと考えており、女性の社会進出は十分に見込まれる。

女性の社会進出が進み、就業率が向上することにより、女性の収入増、ひいては世帯の収入増につながる。欧米諸国では、女性の就業率が高い国ほど出生率も高い傾向にあり、本県においても、女性の就業率の向上により、世帯の二重収入という安心感からも、急速な少子化の傾向に一定の歯止めがかかると考えている。

さらに、女性の社会進出に伴い、育児支援や家事関連などに対するサービス需要も一層高まり、拠点施設での研修会や講座の開催による講師派遣や託児サービスなどに対する需要の拡大とも相まって、新たなコミュニティビジネスの創出があると考えており、高齢者や主婦などの新しい担い手がコミュニティサービスに従事することにより、雇用創出効果があると見込んでいる。本県では、男女共同参画社会の実現と子どもが健全に育成できる教育・保育環境の整ったまちづくりを目的とする特定非営利活動法人が既に設立されて活動しており、このようなコミュニティサービス事業者の活動が、地域の人的ネットワークの形成や住民の地域社会への参加を促進し、コミュニティの活性化や共同体意識の醸成につながると考えている。

本県が、男女共同参画関連施策として、地域における指導者育成などを目的に実施する男女共同参画総合講座やIT研修等においては3年間で約300人の修了者を予定しており、先ほどのコミュニティサービスの雇用創出効果とも相まって、3年間で100人程度の新たな雇用を見込んでいる。

また、新たな男女共同参画推進拠点施設は、本県における男女共同参画に関する情報発信拠点として、また県民活動のネットワーク拠点として、インターネット等IT技術を活用して様々な情報を積極的に受発信するとともに、県下各地域における男女共同参画に関する活動を積極的に支援し、市町村・活動団体・県民との間でメーリングリストを作成し情報交換するなど、相互にネットワーク化を図ることにより、拠点施設における施策の効果を県下全域に及ぼしていくことを考えている。

さらに、拠点施設の整備、施設での総合的・計画的な男女共同関連施策の実施及びイベントホールやコンベンション機能を有している徳島県立産業観光交流センターとの相乗効果の発揮により、計画期間終了時には拠点施設設置前と比較して、約7万人の交流人口の増加が見込まれる。

このように、拠点施設を核として、県民生活のあらゆるステージにおける男女共同参画を推進することによって、これまでの方法では行き詰まっていた地域経済の活性化とにぎわいの創造が可能となる道が開かれる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

支援措置番号 10401

支援措置事項名 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

支援措置番号 10402

支援措置事項名 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

【男女共同参画関連施策】

政策・方針決定過程への女性の参画促進

・男女共同参画総合講座（女性参画支援コース、指導者養成コース）

政策・方針決定過程へ参画するために必要な能力や管理者としての資質を養うため、男女共同参画や女性問題に高度の知識を持った人材を養成するとともに

に、男女共同参画に関する研修や学習活動の充実のため、講師やファシリテーターをすることができる指導者を養成する。

普及啓発事業

- ・男女協調週間推進事業
徳島県男女協調週間の周知・啓発を図るため、フェスティバルやオープニング行事を行う。
- ・男女共同参画講座、男性のための家庭参画講座、IT研修
男女共同社会の実現に向けて、地域や職場、団体、グループなどで指導的役割を果たすことのできる人材を養成するとともに、男性の意識改革を図るため、実践的な内容の家事参画講座を実施する。
また、IT技術等ビジネススキル向上のための研修を実施する。
- ・図書資料室、図書閲覧室の運営
男女共同参画に関する書籍、ビデオ等を完備する図書資料室・図書閲覧室を運営し、調査・研究機能の充実を図る。
- ・インターネット等IT技術を活用した情報の発信
男女共同参画に関する情報や団体等の活動状況などをインターネット等IT技術を活用して、市町村の公共施設をはじめ県内各地に発信する。

相談事業

- ・女性総合相談事業
様々な悩みを持つ女性に対し、相談員が電話・面接相談を行うほか、弁護士による法律相談、女性医師による健康相談など専門家による相談を実施する。

子育て環境づくり

- ・保育サービスの拡充
託児室を設置することにより、乳幼児を持つ女性が、講演、イベント、相談などに参加しやすいような環境づくりを行う。
- ・育児休業取得促進
育児休業法の制度の内容や事業所内託児施設に対する助成制度の周知を図ることにより、仕事と子育て等が両立するための環境整備を進める。

交流事業

- ・イベント、講演会、展示会等の実施による県民や女性の活動グループ、研究グループの相互交流の場の提供及び広域的交流の機会の充実
男女共同参画推進拠点に設置する小ホールや交流サロン、展示コーナーにおいて、一元的に男女共同参画に関するイベント、講演会、パネル展などの展示会を行うことにより、県民や女性の活動グループ、研究グループなど様々な人々が触れあうことができる場を提供するとともに、広域的交流の機会のより一層の充実を図る。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 特になし

別紙 1

1 支援措置の番号及び名称

支援措置番号 10401

支援措置事項名 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

2 当該支援措置を受けようとする者

徳島県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成5年に開館した徳島県立産業観光交流センターは、多目的ホールや会議室を有する「コンベンション施設」、徳島県の観光や物産を丸ごと体験できる「とくしま体験館」、徳島の伝統工芸や特産品にふれることのできる「徳島工芸村」の3つの機能を備えている複合施設である。

このうち、とくしま体験館については、平成5年の開館から平成15年度までで、延べ約79万人に利用され、本県における観光の振興や交流人口の増大に寄与してきた。

しかし、開館後10年が経過する中で、阿波踊り会館、あすたむらんど等類似施設の整備による社会基盤等の変化や、観光客のニーズが、中途半端な疑似体験ではなく、本物志向の体験型へと変わってきたこと等、とくしま体験館を取り巻く環境の変化により、その存在意義が薄れ、毎年利用者の減少傾向が続いており（平成10年度の約12万8千人をピークに、平成12年度は約6万2千人、平成15年度は約3万3千人）、観光拠点としての一定の役割は果たし終えたものと考えられる。

こうしたことから、徳島県立産業観光交流センターについては、今後のあり方について見直しを行った結果、同センターの一部であるとくしま体験館（約3600㎡）を廃止し、新たな交流施設の場として、本県における男女共同参画を推進する核となる拠点施設に転用することにより、活力ある地域づくりの拠点として活用することとした。

本県では、少子高齢化の進展が著しいものの経済分野における女性の進出が進んでいる。この特性を生かし、これからの活力ある地域づくりを進めるためには、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行を見直し、社会のあらゆる分野において男女共同参画をより積極的に推進することが必要である。

本県における男女共同参画の取組を、今後一層拡大し、強化するためには、施策を総合的・計画的に実施するための核となる本格的な拠点施設が不可欠であることから、徳島県立産業観光交流センターの一部を拠点施設として活用し、早期整備を行うものである。

男女共同参画推進拠点は、調査・研究、学習・研修、情報提供、相談、交流等の機能を有しており、新たな交流の創出が期待できる施設であるため、徳島県立産業観光交流センターが目的としている交流の促進という観点からも、相互に有機的な連携を図ることが可能であり、相乗効果の発揮が期待される。

【転用する既存公共施設の概要】

- (1) 名称 徳島県立産業観光交流センター
- ・コンベンション施設：多目的ホールと会議室を有する施設
 - ・とくしま体験館：徳島県の観光や物産を丸ごと体験できる施設
 - ・徳島工芸村：徳島の伝統工芸や特産品にふれることができる施設
- (2) 所在地 徳島市山城町東浜傍示1
- (3) 設置目的
- ・活力ある地域づくりの拠点として、人・もの・情報等の交流を促進すること
 - ・本県の産業の発展と観光等の振興に寄与すること
 - ・イベントやコンベンションを通じて、徳島の特性や魅力を内外にアピールし、新たな交流を促進すること
- (4) 設置者 徳島県
- (5) 開館 平成5年10月
- (6) 総事業費 約200億円（充当起債額：約161億円（地域総合整備事業債を充当）、銀行等引受）
- 未償還元金 約86億2000万円
- (7) 面積 約5.4ヘクタール
- (8) 延床面積 約22,000㎡

【男女共同参画推進拠点施設の概要】

- (1) 整備主体 徳島県
- (2) 整備場所 徳島市山城町東浜傍示1
- (3) 整備期間 平成16年度～平成18年度
- (4) 事業費 約7億円
- (5) 施設概要
- 機能
調査・研究機能、学習・研修機能、相談機能、情報・提供機能、交流機能
- 諸室
研修室、会議室、情報学習室、図書資料室・図書閲覧室、相談室、印刷作業室、託児室、小ホール、交流サロン、展示コーナー、事務室など
- (6) 男女共同参画関連施策
- 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・男女共同参画総合講座（女性参画支援コース、指導者養成コース）
政策・方針決定過程へ参画するために必要な能力や管理者としての資質を養うため、男女共同参画や女性問題に高度の知識を持った人材を養成するとともに、男女共同参画に関する研修や学習活動の充実のため、講師やファシリテーターをすることができる指導者を養成する。

普及啓発事業

・男女協調週間推進事業

徳島県男女協調週間の周知・啓発を図るため、フェスティバルやオープニング行事を行う。

・男女共同参画講座、男性のための家庭参画講座、IT研修

男女共同社会の実現に向けて、地域や職場、団体、グループなどで指導的役割を果たすことのできる人材を養成するとともに、男性の意識改革を図るため、実践的な内容の家事参画講座を実施する。

また、IT技術等ビジネススキル向上のための研修を実施する。

・図書資料室、図書閲覧室の運営

男女共同参画に関する書籍、ビデオ等を完備する図書資料室・図書閲覧室を運営し、調査・研究機能の充実を図る。

・インターネット等IT技術を活用した情報の発信

男女共同参画に関する情報や団体等の活動状況などをインターネット等IT技術を活用して、市町村の公共施設をはじめ県内各地に発信する。

相談事業

・女性総合相談事業

様々な悩みを持つ女性に対し、相談員が電話・面接相談を行うほか、弁護士による法律相談、女性医師による健康相談など専門家による相談を実施する。

子育て環境づくり

・保育サービスの拡充

託児室を設置することにより、乳幼児を持つ女性が、講演、イベント、相談などに参加しやすいような環境づくりを行う。

・育児休業取得促進

育児休業法の制度の内容や事業所内託児施設に対する助成制度の周知を図ることにより、仕事と子育て等が両立するための環境整備を進める。

交流事業

・イベント、講演会、展示会等の実施による県民や女性の活動グループ、研究グループの相互交流の場の提供及び広域的交流の機会の充実

男女共同参画推進拠点に設置する小ホールや交流サロン、展示コーナーにおいて、一元的に男女共同参画に関するイベント、講演会、パネル展などの展示会を行うことにより、県民や女性の活動グループ、研究グループなど様々な人々が触れあうことができる場を提供するとともに、広域的交流の機会のより一層の充実を図る。

別紙 2

1 支援措置の番号及び名称

支援措置番号 10402

支援措置事項名 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置

2 当該支援措置を受けようとする者

徳島県

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成5年に開館した徳島県立産業観光交流センターは、多目的ホールや会議室を有する「コンベンション施設」、徳島県の観光や物産を丸ごと体験できる「とくしま体験館」、徳島の伝統工芸や特産品にふれることのできる「徳島工芸村」の3つの機能を備えている複合施設である。

このうち、とくしま体験館については、平成5年の開館から平成15年度までで、延べ約79万人に利用され、本県における観光の振興や交流人口の増大に寄与してきた。

しかし、開館後10年が経過する中で、阿波踊り会館、あすたむらんど等類似施設の整備による社会基盤等の変化や、観光客のニーズが、中途半端な疑似体験ではなく、本物志向の体験型へと変わってきたこと等、とくしま体験館を取り巻く環境の変化により、その存在意義が薄れ、毎年利用者の減少傾向が続いており（平成10年度の約12万8千人をピークに、平成12年度は約6万2千人、平成15年度は約3万3千人）、観光拠点としての一定の役割は果たし終えたものと考えられる。

こうしたことから、徳島県立産業観光交流センターについては、今後のあり方について見直しを行った結果、同センターの一部であるとくしま体験館（約3600㎡）を廃止し、新たな交流施設の場として、本県における男女共同参画を推進する核となる拠点施設に転用することにより、活力ある地域づくりの拠点として活用することとした。

本県では、少子高齢化の進展が著しいものの経済分野における女性の進出が進んでいる。この特性を生かし、これからの活力ある地域づくりを進めるためには、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行を見直し、社会のあらゆる分野においてこれまで以上に男女共同参画を積極的に推進し女性の自立を促進することにより、今後一層の女性の社会進出を進めることが必要である。

地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題である少子・高齢化対策事業は、高齢者、障害者、女性、児童などすべての人が自立して生き生きと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現することを趣旨とした事業である。本県における男女共同参画の取組を、今後一層拡大し、強化するためには、施策を総合的・計画的に実施するための核となる本格的な拠点施設が不可欠である。このことから、徳島県立産業観光交流センターの一部を活用し、拠点施設の早期整備を行い、男女が自立し、その個性と能力が十分に

発揮することができる男女共同参画を推進することにより、地域活性化事業が目的とする少子・高齢化対策としての共生型の地域社会の実現を図っていきたいと考えている。

男女共同参画推進拠点は、調査・研究、学習・研修、情報提供、相談、交流等の機能を有しており、新たな交流の創出が期待できる施設であるため、徳島県立産業観光交流センターが目的としている交流の促進という観点からも、相互に有機的な連携を図ることが可能であり、相乗効果の発揮が期待される。

【転用する既存公共施設の概要】

(1) 名 称 徳島県立産業観光交流センター

- ・コンベンション施設：多目的ホールと会議室を有する施設
- ・とくしま体験館：徳島県の観光や物産を丸ごと体験できる施設
- ・徳島工芸村：徳島の伝統工芸や特産品にふれることができる施設

(2) 所在地 徳島市山城町東浜傍示1

- (3) 設置目的
- ・活力ある地域づくりの拠点として、人・もの・情報等の交流を促進すること
 - ・本県の産業の発展と観光等の振興に寄与すること
 - ・イベントやコンベンションを通じて、徳島の特性や魅力を内外にアピールし、新たな交流を促進すること

(4) 設置者 徳島県

(5) 開 館 平成5年10月

(6) 総事業費 約200億円（充当起債額：約161億円（地域総合整備事業債を充当）、銀行等引受）

未償還元金 約86億2000万円

(7) 面 積 約5.4ヘクタール

(8) 延床面積 約22,000㎡

【男女共同参画推進拠点施設の概要】

(1) 整備主体 徳島県

(2) 整備場所 徳島市山城町東浜傍示1

(3) 整備期間 平成16年度～平成18年度

(4) 事業費 約7億円

(5) 施設概要

機 能

調査・研究機能、学習・研修機能、相談機能、情報・提供機能、交流機能

諸 室

研修室、会議室、情報学習室、図書資料室・図書閲覧室、相談室、印刷作業室、託児室、小ホール、交流サロン、展示コーナー、事務室など

(6)男女共同参画関連施策

政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・男女共同参画総合講座（女性参画支援コース、指導者養成コース）

政策・方針決定過程へ参画するために必要な能力や管理者としての資質を養うため、男女共同参画や女性問題に高度の知識を持った人材を養成するとともに、男女共同参画に関する研修や学習活動の充実のため、講師やファシリテーターをすることができる指導者を養成する。

普及啓発事業

- ・男女協調週間推進事業

徳島県男女協調週間の周知・啓発を図るため、フェスティバルやオープニング行事を行う。

- ・男女共同参画講座、男性のための家庭参画講座、IT研修

男女共同社会の実現に向けて、地域や職場、団体、グループなどで指導的役割を果たすことのできる人材を養成するとともに、男性の意識改革を図るため、実践的な内容の家事参画講座を実施する。

また、IT技術等ビジネススキル向上のための研修を実施する。

- ・図書資料室、図書閲覧室の運営

男女共同参画に関する書籍、ビデオ等を完備する図書資料室・図書閲覧室を運営し、調査・研究機能の充実を図る。

- ・インターネット等IT技術を活用した情報の発信

男女共同参画に関する情報や団体等の活動状況などをインターネット等IT技術を活用して、市町村の公共施設をはじめ県内各地に発信する。

相談事業

- ・女性総合相談事業

様々な悩みを持つ女性に対し、相談員が電話・面接相談を行うほか、弁護士による法律相談、女性医師による健康相談など専門家による相談を実施する。

子育て環境づくり

- ・保育サービスの拡充

託児室を設置することにより、乳幼児を持つ女性が、講演、イベント、相談などに参加しやすいような環境づくりを行う。

- ・育児休業取得促進

育児休業法の制度の内容や事業所内託児施設に対する助成制度の周知を図ることにより、仕事と子育て等が両立するための環境整備を進める。

交流事業

- ・イベント、講演会、展示会等の実施による県民や女性の活動グループ、研究グループの相互交流の場の提供及び広域的交流の機会の充実

男女共同参画推進拠点に設置する小ホールや交流サロン、展示コーナーにおいて、一元的に男女共同参画に関するイベント、講演会、パネル展などの展示会を行うことにより、県民や女性の活動グループ、研究グループなど様々な人々が触れあうことができる場を提供するとともに、広域的交流の機会のより一層の充実を図る。